

揖斐タクシー訪問介護サービス事業所運営規程

（事業の目的）

- 第1条 揖斐タクシー株式会社が開設する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員の研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
- 一 名称 揖斐タクシー訪問介護サービス
 - 二 所在地 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 910—2

（職員の職種、人数、及び職務内容）

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
- 一 管理者 管理責任者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - 二 サービス責任者 1名（常勤）
サービス責任者は事業者に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
 - 三 訪問介護員数
介護福祉士 1名
2級課程修了者 9名（常勤）
 - 四 事務職員 1名（非常勤）
事務員は、経理等の必要な事務を行う。

（営業日は及び営業時間）

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- 一 営業日 毎週月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日及び 12 月 31 日から 1 月 3

日までを除く。

- 二 営業時間 午前7時から午後7時までとする。(事情によっては応相談)

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときはその1割または2割・3割とする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助
- 三 通院等乗降介助

(緊急時等における対応)

第7条 訪問介護等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は揖斐郡内とする。

(利用者に関する市町村への通知)

第9条 利用者が、正当な理由なく指定訪問介護の利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知する。

(勤務体制の確保)

第10条 利用者に対して、適切な指定訪問介護を提供できるよう、訪問介護等の勤務体制を定める

- 2 訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。
 - 一 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回以上

(衛生管理等)

第11条 訪問介護等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。

- 2 事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努める。

(秘密保持)

第12条 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

(居宅介護支援事業者に対する利益提供の禁止)

第13条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して事業者によりサービスを利用させることの対象として、金品その他の財産上の利益を供給することはしない。

(苦情処理)

第14条 提供した指定訪問介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

- 2 自ら提供した指定訪問介護に関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書などの提出や提示を求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導又は助言を受けた場合にそれに従って必要な改善を行う。
- 3 指定訪問介護等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した指定訪問介護に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第15条 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りでない。

(会計の区分)

第16条 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第 17 条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する指定訪問介護の提供に関する記録を整備するとともに、当該記録を整備した日から 5 年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

虐待を防止するための従業者に対する研修を定期的に年 1 回以上実施。

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、虐待の防止のための指針を整備する。

虐待の防止に関する責任者を設ける。

利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。

他虐待防止のために必要な措置。

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止に関する事項)

第 19 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束」という。)を行わない。

- 2 事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(その他)

第 20 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は揖斐タクシー株式会社 代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

付則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より実施する。

令和 6 年 4 月 1 日

岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪910-2

揖斐タクシー株式会社

代表取締役 久保田 智也 印